

新潟県警察情報管理システムによる県有物品管理システム運用管理要領の制定について（例規通達）

令和8年2月19日
本部（会）第4号

新潟県警察情報管理システムによる県有物品管理システム運用管理要領を別添のとおり制定し、令和8年3月2日から実施することとしたので、適正な運用管理に努められたい。

別添

新潟県警察情報管理システムによる県有物品管理システム運用管理要領

第1 趣旨

この要領は、新潟県警察情報管理システムによる県有物品管理システム（以下「県有物品管理システム」という。）の運用管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 県有物品管理システムの概要

県有物品管理システムとは、新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）に規定する物品の取得、管理及び処分に関する事務（以下「物品会計事務」という。）について、新潟県警察情報管理システムを用いて一元的に管理するシステムをいう。

第3 運用管理体制

1 運用主管課長

- (1) 県本部に運用主管課長を置き、警務部会計課長をもって充てる。
- (2) 運用主管課長は、県有物品管理システムの適正かつ円滑な運用管理並びに運用管理全般の企画、指導及び調整を行うものとする。

2 運用管理者

- (1) 県有物品管理システムを運用する各所属に運用管理者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、県有物品管理システムの運用管理に関し、この要領に定めるもののほか、必要な事務を処理するものとする。

3 運用管理補助者

運用管理者を補助するため、運用管理補助者を置き、県本部の課にあつては警部以上の階級又は同相当職の職にある者のうちから運用管理者が指定する者を、署にあつては会計課長の職にある者をもって充てる。

なお、所属の実情により当該階級又は職にある者以外の者を運用管理補助者に指定するときは、原則として警部補の階級又は同相当職の職にある者のうちから、運用管理者が適任者を指定するものとする。

4 主管課担当者

運用主管課長を補助するため、警務部会計課に主管課担当者を置き、運用主管課長が指定する者をもって充てる。

5 運用担当者

県有物品管理システムへの登録等を行う運用担当者は、運用管理者が指定し、シ

システム総括責任者からアクセス権を付与された者とする。

第4 登録等

1 登録

運用管理者は、物品会計事務に関する情報を運用担当者に登録させるものとする。

2 審査、修正及び追加

運用主管課長は、1により登録された情報を審査し、修正又は追加の必要があるときは、運用管理者と協議の上、主管課担当者又は運用担当者に必要な処理を行わせるものとする。

3 出力

運用主管課長及び運用管理者は、物品会計事務に必要なときは、1により登録された情報を出力することができる。

第5 情報セキュリティの確保

県有物品管理システムにおける情報セキュリティは、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令（平成17年本部訓令第6号）及びこれに基づいて定められた情報セキュリティに関する事項により確保するものとする。

第6 細目的事項

この要領に定めるもののほか、県有物品管理システムの運用管理に関し必要な細目的事項は、運用主管課長が別に定めるものとする。